

日本チェンバロ協会会則

## 名称

第1条 本会の名称を「日本チェンバロ協会」JAPAN HARPSICHORD SOCIETY（以下、「協会」という。）とする。

## 所在地

第1条の2 協会の所在地を次の住所地に置く。  
東京都新宿区下落合 3-17-49  
株式会社ギタルラ社 東京古典楽器センター内

## 設立年月日

第1条の3 協会の設立年月日は2011年10月22日とする。

## 目的

第2条 協会はチェンバロ奏者、チェンバロ製作家、技術者、研究者、および愛好家の相互協力・情報交換を通じて、チェンバロとチェンバロ音楽の普及・発展に資することを目的とする。チェンバロとは、歴史的有弦鍵盤楽器、すなわち一般にチェンバロ、クラヴィコード、歴史的ピアノとよばれているものと、その変種を指す。

## 事業

第3条 協会は前条の目的のために、次の事業を行う。

1. 日本チェンバロ協会に所属する者相互の交流および協力促進
2. 研究会、講習会、演奏会などの開催
3. 会報および年報の刊行
4. 見学および調査（外国留学の為の情報含む）
5. 文献、資料等の作成と収集
6. 国内外の関連機関と連携協力
7. その他、必要な事業

第3条の2 前条第3号に定める年報の発行のため、年報編集委員会を置く。  
2. 年報の執筆要領等については、年報編集委員会において別に定める。

## 区分

第4条 協会に所属する者の区分は次の3種とする。

1. 会員：チェンバロと関わりを持ち、協会の趣旨に賛同する者。
2. サポーター：会員以外の個人会員
3. 法人・団体会員：協会の趣旨に賛同する法人または団体

第4条の2 会員は、次に掲げる特典を有する。

- ア 総会における議決権
- イ 会長選挙の選挙権
- ウ 年報の無料購読
- エ 年報への投稿
- オ 自らが関わる演奏会・レクチャー等の告知
- カ 自らが関わる演奏会・レクチャー等について協会の後援を得ること
- キ 協会運営への参画

### 第4条の3

- 協会に対し著しく功労のあった者が退会した場合、協会はその者に対し名誉会員の称号を授与することができる。
2. 名誉会員の年会費は全額免除する。
  3. 名誉会員には年報を毎年1冊贈呈する。

### 第4条の4

1. 協会員が協会の後援を得ようとする場合は、所定の方法により協会に申請しなければならない。ただし、サポーターがその承認を得るためには、名義後援料3,000円を支払わなければならない。
2. 協会員でない者が協会の後援を得ようとする場合は、事前に協会に申請し、その承認を得なければならない。
3. 前項に定める申請を承認する場合には、当該申請が次に掲げる要件のいずれかを満たしていなければならない。
  - イ) 名義後援料6,000円の支払い。
  - ロ) 協会員の入場料の10%以上の割引。

## 役員

第5条 協会に次の役員を置く。

1. 会長
2. 副会長
3. 運営委員
4. 監事

## 会長

- 第6条 会長は、協会を代表するとともに運営委員会を統括する。
2. 会長は、会長選挙後の最初の総会の日に就任するものとする。
  3. 任期は3年とし、3期連続して再任することはできない。

## 副会長

第6条の2 副会長は、会長によって当該期の運営委員の中から指名される。

## 運営委員

- 第7条 運営委員は会員であるものとする。
2. 運営委員は、総会において会長によって任命される。
  3. 任期は1年とし、4年連続して運営委員会に所属した者が再び運営委員に任命されるためには、1年またはそれ以上の休止期間を置かなければならないものとする。

## 運営委員会

- 第7条の2 運営委員会は、会長及び7名以上の運営委員からなる。
2. 運営委員会は過半数の出席（委任の意思を示した委員を含む。）によって成立する。
  3. 運営委員会に出席できない委員は、他の出席委員に当該委員会の決定について委任することができる。この場合にはこれを出席とみなす。

## 第8条

会長、副会長に欠員が出た場合は、運営委員が一時的に代行する。ただし、任期は前任者の残りの期間とする。

## 監事

第9条 監事は、会員及びサポーターの中から運営委員会の推挙に基づき、会長が任命し、協会の会計を監査する。任期は1年とし、3期連続して再任することはできない。

## 総会

第 10 条 総会は協会最高の議決機関であって次の事項を審議、決定、承認する。

1. 事業計画並びに予算
2. 事業報告ならびに決算
3. 会則および役員選出規定の変更、協会の解散
4. その他総会に提出された議題の審議、決定

第 11 条 総会における議決権は、当該総会の行なわれる年度の 4 月 1 日に会員であった者に与えられる。

第 12 条 総会に出席できない会員は、委任状により他の出席会員にその議決権の行使を委任することができる。この場合にはこれを出席とみなす。

第 13 条 総会は会員の 3 分の 1 以上の出席（委任状を含む）によって成立し、総会の議決は総会出席会員の過半数による。

第 14 条 総会は毎年一回、会長がこれを招集する。また必要に応じ会長が臨時総会を招集することができる。

## 経費

第 15 条 協会の経費は会費、寄付金および事業手数料、その他によって支弁する。

第 16 条 協会の年会費は次のとおりとする。

ア 会員 6,000 円

ただし、会員のうち、学生の身分を持つ者については 3,000 円とする。

イ サポーター 3,000 円

ウ 法人・団体会員 10,000 円

2. 年度の途中において入会する場合であっても、前項に定める額を支払うものとする。

3. 年度の途中において退会した者の会費については、すでに収納している場合は返金しない。また、未納の場合は支払いを求めない。ただし、当該年度において協会に入会している者としての立場を利用して利益を得た場合はこの限りではない。

4. 二ヵ年度にわたり、協会からの督促にもかかわらず会費を滞納した者は、当該滞納年度の末日をもって退会したものとみなす。ただし、滞納された年会費の支払い義務は免除されない。

第 17 条 協会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、3 月 31 日に終わる。

## 入退会の手続き

第 18 条 入会（再入会を含む。）または退会しようとする者は、協会の定める方法により、あらかじめ協会に申請しなければならない。

2. 第 16 条第 4 項の規定により退会となった者が再入会を申請した場合において、協会は、年会費の滞納を理由として申請の全部または一部を却下し、または滞納された年会費の支払いが行われるまで決定を保留することができる。

## 処分

第 19 条 協会に所属している者が協会の名誉を傷つけ、または協会の運営に支障をきたす行為をしたと協会が認めるときは、協会は、その者を除名することができる。また、その者の再入会の申請を棄却することができる。

## 変更ならびに解散

第 20 条 本会則は、総会の出席会員の過半数による同意がなければこれを変更することはできない。

第 21 条 協会は、協会に所属している者の 3 分の 2 以上の同意がなければ解散することはできない。

附 則

**施行期日**

第 1 条 この会則は、2023 年 5 月 28 日より改正施行する。